各種健康診断結果報告書等の提出について(お願い)

姫路労働基準監督署

労働安全衛生法では、事業場における各種健康診断の実施とその結果報告について規定されています。 下表を参考にしていただき、令和3年中に実施された健康診断の結果報告書提出についてのご確認と未提出の ものがありましたらご提出くださいますようお願いします。

健康診断結果報告の種類 (報告様式)	健康診断の実施と結果報告等
定期健康診断結果報告書 (安衛則様式第 6 号)	健康診断は事業場規模に関わらず1年以内に1回(特定業務従事者は6カ月以内毎 に1回)実施。 結果報告書は、 <u>労働者数が50人以上の事業場のみ</u> 提出する必要があります。
有機溶剤健康診断結果報告書 (有機則様式第3号の2)	屋内作業場等において有機溶剤業務に常時従事する労働者について 6 カ月以内毎に 1 回健康診断を実施。 結果報告書は、 <u>事業場の規模に関わらず</u> 提出する必要があります。
特定化学物質健康診断結果報告書 (特化則様式第3号)	特定化学物質(第一類物質、第二類物質)を取扱う業務等に常時従事する労働者に ついて6カ月以内毎に1回健康診断を実施。 結果報告書は、 <u>事業場の規模に関わらず</u> 提出する必要があります。 (他、過去に従事歴のある労働者に健康診断を実施する規定あり)
石綿健康診断結果報告書 (石綿則様式第3号)	石綿等を取扱う業務等に常時従事する労働者について6カ月以内毎に1回健康診断を実施。 結果報告書は、 <u>事業場の規模に関わらず</u> 提出する必要があります。 (他、過去に従事歴のある労働者に健康診断を実施する規定あり)
鉛健康診断結果報告書 (鉛則様式第3号)	鉛等を取扱う業務等に常時従事する労働者について6カ月以内毎に1回健康診断を 実施。 結果報告書は、 <u>事業場の規模に関わらず</u> 提出する必要があります。
電離放射線健康診断結果報告書 (電離則様式第2号)	放射線業務に常時従事し管理区域に立ち入る労働者について6カ月以内毎に1回健康診断を実施。 結果報告書は、事業場の規模に関わらず提出する必要があります。 令和3年4月1日に様式が変更となっています。
除染等電離放射線健康診断結果報 告書 (除染則様式第3号)	除染等業務に常時従事する除染等業務従事者について 6 カ月以内毎に 1 回健康診断 を実施。 結果報告書は、 <u>事業場の規模に関わらず</u> 提出する必要があります。
指導勧奨による特殊健康診断結果報告 書 (帳票番号80309)	行政通達により、騒音作業、VDT作業、振動工具取扱業務、重量物取扱業務、その他24の業務について健康診断を実施するように示されています。 また、実施後は <u>事業場の規模に関わらず</u> その結果報告書を提出して下さい。
じん肺健康管理実施状況報告 (じん肺則様式第 8 号)	粉じん作業に従事している労働者及び粉じん作業に従事したことのある労働者を対象に健康診断の実施が必要です。(実施頻度等は下表のとおり) 3 年に1回実施する必要がある場合 ①現に粉じん作業に従事する管理1の ①現に粉じん作業に従事する管理2又は管理3の者 ②粉じん作業に従事したことのある管理2の者 この報告は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を翌年2月末日までに事業場の規模に関わらず提出していただくものであり、健康診断の実施がなかった年も提出する必要があります。

各報告書は、厚生労働省のホームページから様式をダウンロード印刷(コピー不可)したもので提出することができます。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

姫路労働基準監督署 安全衛生課 (電話:079-256-5789)

なお、健康診断結果報告書等が未提出の場合には、別途監督署から督促を行うことがあります。